

神戸高専 swim&science (KOBE ◆ KATSU) 規約 (会則)

《第1章 総則》

第1条 (名称)

本クラブは、神戸高専 swim&science (以下、クラブという) と称し、略称は神戸高専SSとする。

第2条 (目的)

1. 本クラブは、これまで神戸市教育委員会管轄で実施されていた中学校部活動を、中学校外の地域団体「神戸高専水泳部」と共に部活動体験活動を実施する。
2. クラブ員として水泳を通じて技術・技能向上を目指すだけでなく、心身の健全な育成とグループ活動などを通じて共にお互いに協力し合い主体的に活動できる場とする。
3. 年に数回の科学実験などの体験をし、物作りの楽しさを知り理数系への関心を高め、スポーツ以外の内容にも楽しみながら活動する。

第3条 (運営及び組織)

1. 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン (令和7年12月)」及び神戸市教育委員会の「「コベカックラブ」のあり方についての方針 (令和6年12月)」を踏まえたものとする。
2. 本クラブには、次の役員を選任し、役員に欠員が生じた場合は直ちに補充するものとする。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

3. クラブ運営は役員が適切に管理運営する。

- (1) 月ごとの活動計画
- (2) 指導者等の変更
- (3) その他運営に必要な事項を協議

《第2章 会員の資格、入会、脱会など》

第4条 (会員の資格)

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

- (1) 目的に賛同し、規約を遵守できる者。(保護者も含む)
- (2) 本クラブのクラブ員は、神戸市内に在住の中学生をもって構成する。

第5条 (会員の権利と義務)

会員は本クラブの活動に自由に参加できる権利を有し、会費等を納入する義務を有する。また、会員の保護者は、会の円滑な運営にあたり必要とする協力を行う。

第6条 (入会)

本クラブへの入会の手続きは以下の通りにする。

- (1) 第4条の入会資格を満たす者が、本規約を遵守するとともにクラブの円滑な運営に協力することとし、別紙様式1「入会届」を本クラブに提出し承認を得るものとする。
- (2) 前項の入会届の提出に際し、所定の月会費を持参することとする。
- (3) 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとする。申し出がない場合は、会員の資格は自動更新される。

第7条 (退会)

本クラブからの退会の手続きは以下の通りにする。

- (1) 別紙様式2「退会届」を提出することにより、本クラブを退会することができる。
- (2) 退会は、退会届を提出した日の当月末日をもって生ずるものとする。
- (3) 退会までに会費の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- (4) 本クラブは、会費の分割返金はしないものとする。
- (5) 会員は、15歳に達した年度末を迎えた場合、退会とし会員の資格を喪失する。
- (6) 参加者またはその保護者による、スタッフや他の参加者等への暴言・脅迫・過度な要求などのハラスメント、暴力行為等が発覚した場合、本クラブは即時に退会処分とし、以降の参加を一切お断りする。

第8条 (休会)

本クラブの休会の手続きは以下の通りにする。

- (1) 本クラブの活動を1ヶ月以上連続して休むものを休会とし、別紙様式3「休会届」を提出し代表者の承認を得ることとする。
- (2) 休会の期間は2ヶ月以内とする。ただし怪我や疾病などで本クラブが2ヶ月以上の休会の必要があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 休会は申し出た日の翌月1日付とする。なお、当該期間は会費は不要とする。

第9条 (除名等)

代表者は、会員が以下の事項に1つでも該当するときは、会員の資格を一時停止し、または除名することができる。

- (1) 会費等の支払いを3ヶ月以上滞納し、催促を受けても期限までに支払いのないとき。
- (2) 法令や社会規範、本クラブの規約に反する行為があったとき。
- (3) 参加停止、除名処分が適当と考えられる行為があったとき。

《第3章 活動及び会費の支払い等》

第10条 (活動ルール)

会員ならびに保護者は本規約ならびに本会が定める諸規則に加え、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指導者の指示に従い、会員全員が競技を楽しめるよう努めること。

(2) 常に礼儀正しくあいさつをし、チーム活動においては時間厳守すること。

第11条 (活動日時及び活動場所)

本クラブの活動時間は原則「国のガイドラインによる活動時間」に準ずる。

(1) 平日16時～20時30分までのうち2時間程度。

(2) 休日18時までの日中のうち3時間程度。

活動日程や場所等に関しては別途定めるスケジュールによる。

第12条 (入会金・継続費と保険代、参加費)

本クラブの会費は以下の通りで徴収し使用に充てられる。

(1) 年度毎に入会金(継続費)1,000円とする(スポーツ保険代も含む)。

(2) 参加費は月額1,500円とする(クラブの運営費、指導料、場所代など)。

(3) チームユニホーム、大会参加費、日本水泳連盟登録費、遠征費・合宿等の費用は別途徴収をする。

(4) 冬季中のプール使用費は別途徴収する(施設により金額設定が違う)。

(5) 会費の支払いが3か月以上遅延した参加者は参加をお断りすることがある。

(6) 指導スタッフへの謝金は、時間を問わず1回3,500円(交通費含む)とする。ただし、別途支給媒体がある場合は重複金となるため支給しない。

(7) 年度末、本クラブに残金がある場合は繰り越しを行わず、神戸高専水泳部の活動費として寄付を行う。

第13条 (会費の支払い等)

本クラブに納入された会費は特別な事情がある場合を除き返還しない。また、退会手続きを完了していない場合は、月会費の支払いをしなければならない。

《第4章 傷害・事故等の責任》

第14条 (引率・送迎)

1. 練習、試合などの移動の際クラブ員の引率は保護者が行うこと。

2. 本クラブの活動に参加するための行き帰りでの事故等に対し、本クラブは一切の責任を負わない。

第15条 (傷害対応)

1. クラブ選手に対し、チーム活動中において事故のないよう万全の注意を払うが、練習・試合中の不測の事故による障害に対しての補償については、スポーツ保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとする。

2. 本クラブは選手がチーム活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は救急搬送等の適切と考えられる対応を行うが、その予後に関しては責任を負わない。

3. 参加者は、本クラブの活動に際して、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。

第16条 (保険加入)

本クラブの参加者は、本活動中における怪我等に備え、保険に必ず加入することとする。

《第5章 総会 役員会 会計》

第17条 (総会)

1. 総会は通常年1回開催し役員、役員に加え運営に関わるスタッフ全員、保護者をもって構成する。時期、場所、議題等については役員が決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 年間の活動方針と計画
- (3) 年度ごとの決算(会計報告)及び予算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 会費等の金額の変更
- (6) その他運営に関する事

2. 総会は、運営に関わるスタッフ全員の3分の2をもって成立する。

3. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は代表の決するところによる。

第18条 (役員会)

本クラブは次の役員をおく。(役員は兼務することができる)

- (1) 役員代表 1名
- (2) 保護者代表 1名
- (3) 役員会計 1名
- (4) 保護者会計監査 1名

第19条 (役員会の任務)

役員は本クラブの総会での議題など、円滑なクラブ運営ができるように努める。

- (1) 代表は、すべての会務を統括するし、質疑応答に対応する。
- (2) 保護者代表は、総会での司会運営、及び会計・監査を行う。
- (3) 会計は、総会の成立などの宣言及び適切な会計を実施する。
- (4) 保護者会計監査は、総会で書記を務め、本クラブの会計・監査を行う。

第20条 (会計)

1. 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
2. 本クラブは公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報公開を適切に行う。

《第6章 その他》

第21条 (個人情報の取り扱い)

クラブ員の個人情報に関し、以下の通りにする。また、会員ならびに保護者はそれを了承の上で入会したものとする。

- (1) 本会が取得した会員の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57

号)」及び関係法令等を遵守し、法令や関連規則に沿って厳正に取り扱う。

(2) 個人情報の利用に関しては、メール、LINE等による活動に関する諸連絡、保護者からの問い合わせ・依頼等への対応などに限るものとする。

(3) クラブ活動中のクラブ員の映った写真や動画に関し、本会のホームページ、SNS、パンフレット等に掲載することがある。

第22条 (クラブの解散)

本クラブは、3ヶ月前に予告することにより、本クラブを解散することができる。

(1) 会員及び保護者は、本クラブの解散に対し、補償その他請求、異議申立てをすることはできない。

(2) 本クラブが解散したときは、会員は、その会員たる地位を失うものとする。

第23条

この規約に定めのない事項及び運営上の支障をきたしている場合又はそのおそれがある場合は、役員の決議により対応を決定することとする。

【附則】

1. この規約は、2026年9月1日から施行する。